

意見発表 実施要項

1. 日 時

2025（令和7）年11月8日（土）

2. 会 場

日本青年館ホール（予定）

3. 目 的

青年が日々地域社会と関わりながら暮らす中で、自分が頑張っていること、また率直に感じている不安や思いなど、実践報告や事例紹介ではなく、取り組みを通じて具体的に感じたことを自由に言葉にして発表することを目的とする。

4. テーマの例（発表はこの例に限らない）

- * 自分や仲間の体験から考える、今の日本社会や世界に言いたいこと。
- * 地域や暮らしをより良くしていくために、スポーツや芸能文化活動、青年活動などを通じて、若者にできること。
- * 国際的なボランティアや国際交流、また地域の外国人との関わりなど、国際的な視野を持った意見。
- * S D G s や自分たちの暮らす地域の問題や、地域をより良くするための意見。
- * 恋愛や結婚、家族の抱える問題について考えること。
- * 青年活動における仲間づくりや組織づくりについて考えること。

5. 発表者

発表は個別に行なうものとする。

6. 発表時間

1人8分以上10分以内とする（400字詰め原稿用紙7～8枚程度）。別に質疑応答3分以内。

7. 参加形態

原則として、日本青年館における発表のみを認める。ただし、やむを得ない事情によって当日の出席が難しい場合、**発表している様子を撮影した動画を審査対象**とすることができる。なお、当日にオンラインで発表することは認めず、日本青年館での発表と動画での発表による参加のみを審査対象とする。動画提出の締切については主催者で別途定め、後日送付する諸連絡にて案内する。

8. 発表順序

主催者にて定める。

9. 参加資格

- (1) **本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督、総務）、監督はこの限りではない。**
 - ①1985（昭和 60）年 4 月 2 日から 2010（平成 22）年 4 月 1 日までに出生した者。
 - ②原則、2025（令和 7）年 5 月 1 日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。
 - ③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。
 - ④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。
- (2) **原則として、日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。**
- (3) 国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。
- (4) 過去において、次に掲げる大会に出場した者は参加できない。
 - (ア) NHK 青年の主張全国コンクール全国中央大会
 - (イ) NHK 青春メッセージ全国中央大会
- (5) 無資格の発表者が発見された場合、当該発表者を失格とする。

10. 参加申込

- (1) 締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。
- (2) **発表原稿（写）2部を大会申込書と同時に提出すること。**なお、原稿（写）は返却しない。

11. 審査基準

審査に当たっては、**発表内容について 70%、発表態度 30%**として採点するので、話し方、発声等にも気をつけること。

- ・日常生活の体験に基づいているかどうか。
- ・青年の正義感に基づいているかどうか。
- ・男女共同の社会観に基づいているかどうか。
- ・青年が、地域社会、仕事、教育の場でぶつかってきた課題にどのように向き合い、対処したかが表

現されているか。

- ・自分自身で勉強をし、研究をし、発表しているかどうか。又、内容の具体性があるかどうか。

12. 表彰

- (1) 賞状は、優秀なものに最優秀賞、優秀賞、努力賞等を授与する。
- (2) メダルは最優秀賞、優秀賞、努力賞等の受賞者に授与する。
- (3) 楯は、最優秀賞、優秀賞の受賞者に授与する。
- (4) 申込終了後、**申込数が8人以内であった場合、最優秀賞・優秀賞までの表彰**とする。

13. 諸注意

- (1) 監督会議には出場者が必ず出席すること。(日時は主催者にて別途定める)
- (2) 発表時間
 - ①発表時間は厳守すること。
 - ②質疑時間は3分で、審査員の質問を優先する。時間に余裕がある場合、客席から発表内容についての質問を受け付ける。
 - ③8分でベル(1回)を鳴らし、2分後ベル(2回)を鳴らす。
- (3) 発表順
 - ①発表順序の変更は原則として認めない。
 - ②他人の発表を聞くことは大切である。また、**棄権者がある場合も考えられるのでおよその見当をつけて1時間から1時間半くらい前には会場に来ていること。**
 - ③2人前には指定の席に着くこと。
 - ④順番が来ても会場に来ていない時には棄権とみなすので注意すること。
- (4) 資 料
発表のために写真や図などの参考資料を掲示物として使用する場合、その大きさは原則として120 cm×150 cm以内とする。その他、参考資料を表示するための補助機材としてプロジェクター(パソコン)、スライド、ビデオ等の視聴覚機材も使用できる。ただし、以上の**参考資料については採点の対象とはしない。**
- (5) 優秀者の決定
 - ①全員の発表が終了した後、審査委員会を開き、慎重審議して数名の優秀者を決定する。
 - ②その内最優秀賞を1名、優秀賞を1名、努力賞を2名以内で定める。
 - ③再発表については、別途定める。
- (6) 講評・閉会
 - ①審査終了後、審査員長から意見発表全般について講評を行う。
 - ②講評の後、閉会行事を行い、優秀者に対し表彰状および楯を授与する。
 - ③表彰式後、全発表者と審査員との合評会を行う。

14. 有事の際の対応

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

（1）諸経費について

- ①有事の際の棄権に関わらず、「芸能文化の部基準要項 8. 参加費」に基づき支払うものとする。
- ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。すでに納入されている場合は返金を行う。
- ③参加団体・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。

（2）主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。

（3）記載のない内容については、主催者で判断する。

15. その他

（1）原則として基準要項、芸能文化の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。

（2）参加者は、本部が指定する開会式・交歓プログラム等の全体行事（詳細は後日諸連絡にて記載）に参加するものとする。

（3）参加者は大会本部を通じ、原則として指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むこととする。ただし、社会情勢や仕事の環境等により、指定宿舎への申し込みが困難な場合は、その限りではない。

（4）記載のない内容については主催者で判断する。

